

デザイン・イラストは変更予定

(仮称) 守谷市誰もが遊べる公園広場整備
のためのガイドライン

2024 年 7 月 26 日時点版

守 谷 市

目 次

ページ数は変更の可能性あり

はじめに ガイドライン策定の背景と目的	1
序章 本ガイドラインについて	2
1 ガイドラインの利用対象	2
2 目的	2
3 位置づけ	2
4 対象公園・施設	3
5 本ガイドラインの構成	3
第1章 守谷市の公園の現状・課題	5
1 都市の現状整理	5
2 公園・広場の現状	14
3 公園・広場の課題	15
4 現状・課題の整理	17
第2章 整備の基本的な考え方	18
1 検討・進め方のフロー	18
2 公園における規模別の検討の留意点	24
3 個別公園における導入機能、動線計画	25
第3章 誰もが遊べる公園広場整備のポイント	29
1 遊具・施設の基本的な考え方	29
2 遊具の留意点	31
3 施設の留意点	37
4 安全に関する配慮事項	41
5 情報環境に関する配慮事項	43
6 維持管理	45
第4章 施設整備手法、維持管理・運営手法	46
1 施設整備手法	47
2 維持管理・運営手法	48
参考資料 インクルーシブ公園の先進事例等	0

はじめに ガイドライン策定の背景と目的

「誰もが遊べる公園広場」とは、心身の障がいの有無、国籍、年齢に関わらず、どんな人でも利用できる、過ごしやすい公園広場のことです。このような条件を満たしている空間をインクルーシブな空間と呼びます。

守谷市内の公園には、土地区画整理事業や開発等により整備された公園が多く、施設の老朽化に伴い、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持保全や修繕を行っています。

こうした中で、大規模な改修を行う公園においては、公園の機能を見直したり、遊具やサインなどを更新することが必要になり、これらの期を捉えインクルーシブな公園広場の整備を推進するため、これからの公園広場の整備方針について、基本的な考え方や配慮事項を示した「守谷市誰もが遊べる公園広場整備のためのガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定することとしました。

インクルーシブな空間とは

インクルーシブ＝ 「包括的、全てを包み込む」

- インクルーシブという言葉は「包括的、全てを包み込む」という意味を持ちます。
- インクルーシブな空間は、障がいだけでなく、年齢や性別、国籍、個人の能力、また経済的・社会的・文化的背景などの違いにかかわらず、「どんな人でも利用できる、過ごしやすい」空間です。



序章 本ガイドラインについて

1 ガイドラインの利用対象

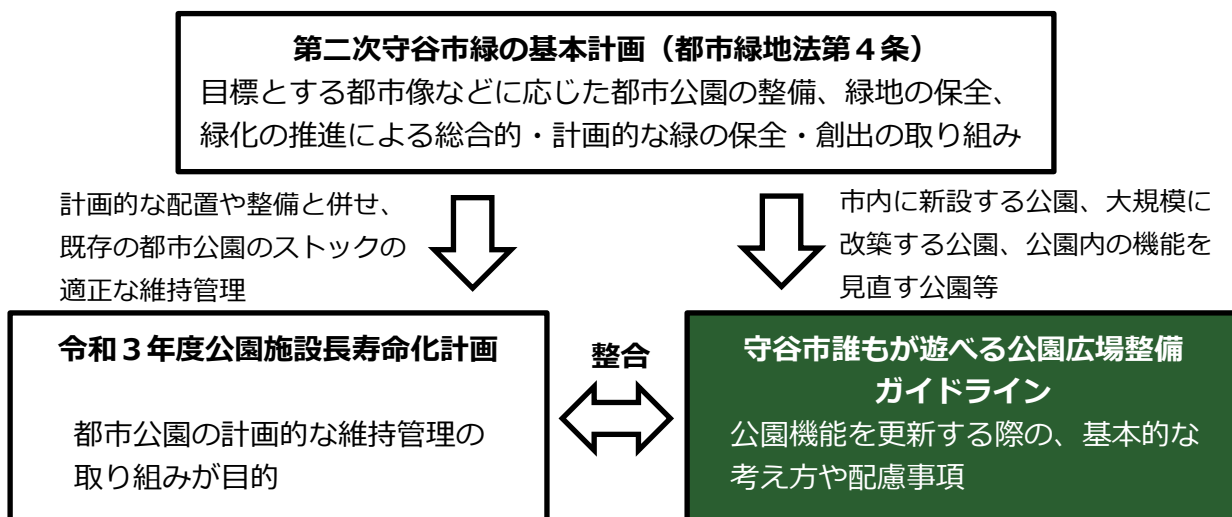
ガイドラインはこれからの公園広場の整備、改修の際に参考とする計画・設計等の指針となるものです。そのため、ガイドラインの利用対象は、守谷市（以下、本市）のほか、計画・設計者、施工者などの民間事業者等、整備や管理など通じて公園に関連する人を対象としています。

2 目的

今後、新設する公園広場や公園機能を更新する際の留意点を取りまとめ、誰もが遊べる公園広場の実現に向けて、基本的な考え方や配慮事項を定め、これからの公園広場の整備、改修の際に参考となる計画・設計等の指針とすることを目的とします。

3 位置づけ

本計画の位置づけは、下図のとおりです。



4 対象公園・施設

対象公園・施設は、本市が管理する都市公園のうち、遊具施設がある 61 公園のほか、将来本市が新たに整備する公園や民間により整備され、本市に帰属される公園や緑地にも適用することとします。

なお、現在、遊具施設のない公園でも、公園を更新する際には参考にする予定です。

5 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、下表のとおりです。

表1 本ガイドラインの構成

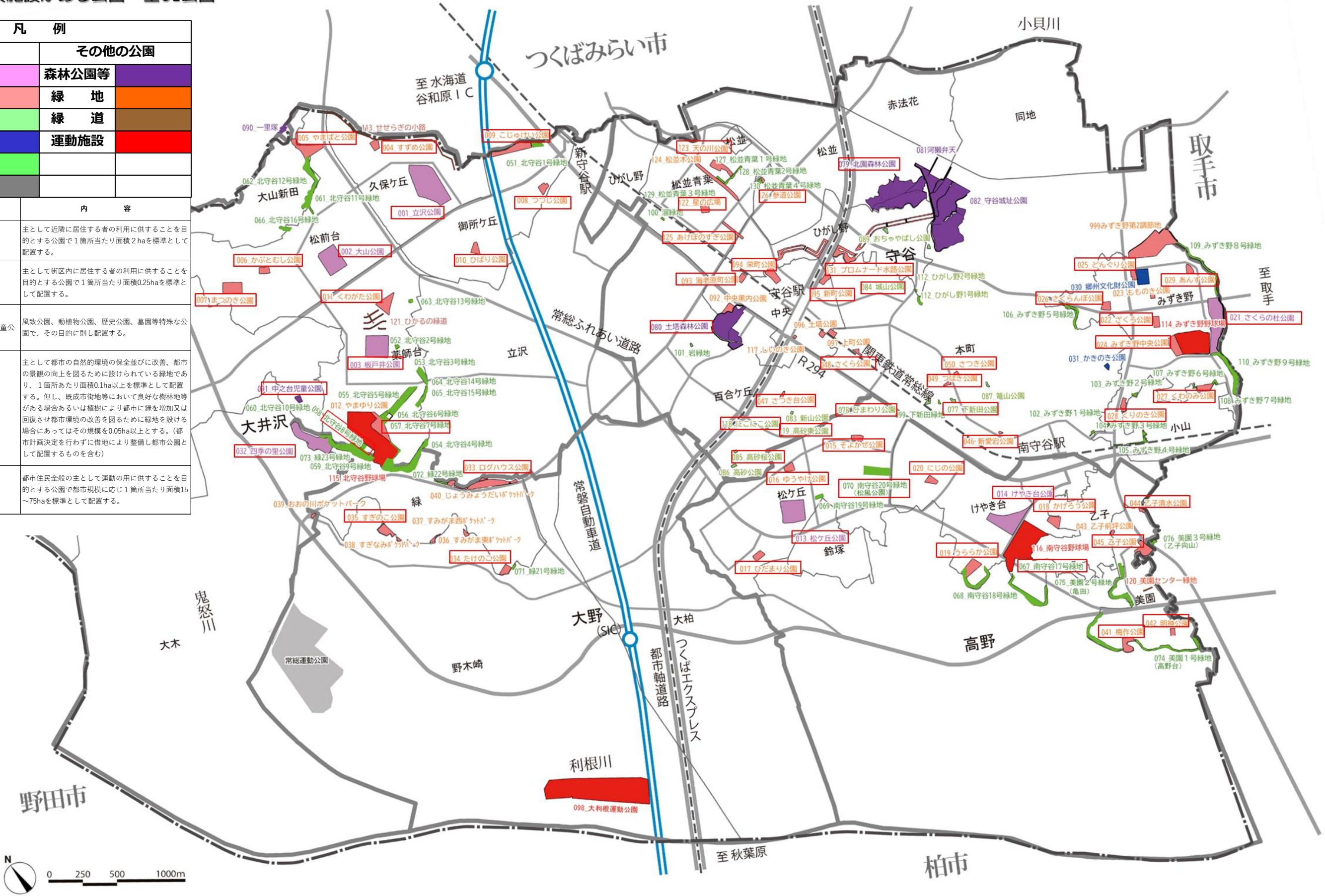
	概要
はじめに	・ ガイドライン策定の背景と目的を示します。
序 章 本ガイドラインについて	・ 利用対象、目的、位置付け、対象公園・施設を示します。
第1章 守谷市の公園の現状・課題	・ 守谷市の公園緑地の現状・課題を整理します。
第2章 整備の基本的な考え方	・ 公園施設の新設、機能更新にあたっての考え方や進め方を示します。
第3章 誰もが遊べる公園広場整備のポイント	・ 遊具施設の特徴や、施設の更新の考え方、先進事例を含めて整理します。
第4章 整備手法・管理・運営手法	・ 公園施設の様々な整備手法や、管理・運営手法を整理します。
参考 インクルーシブ公園の先進事例等	・ 参考として、先進事例を紹介します。

対象公園・施設（遊具施設がある公園 全61公園）

遊具施設がある公園 全61公園

凡 例		
都市公園		その他の公園
近隣公園		森林公園等
街区公園		緑 地
児童公園		緑 道
歴史公園		運動施設
都市緑地		
運動公園		
種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園 (歴史公園、児童公園)	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市基幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

出典：国土交通省ホームページ



第1章 守谷市の公園の現状・課題

1 都市の現状整理

(1) 人口動向

本市の総人口は増加傾向にあります。世帯数も増加を続けており、世帯あたりの人員が縮小しています。

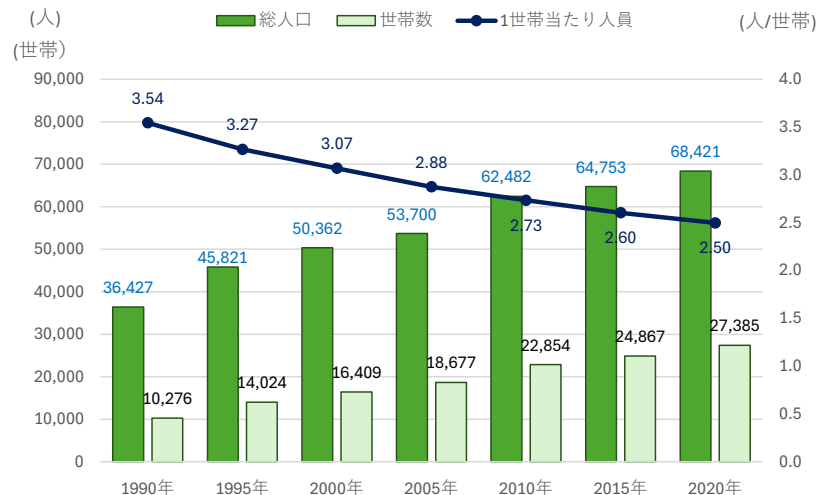


表2 総人口及び世帯数の推移

出典：総務省「国勢調査」を加工して作成

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」によれば、本市の今後の人口の見通しは、全国的な人口減少傾向に反して、緩やかに増加を続けることが見込まれています。人口年齢構成は今後緩やかに高齢化が進むものと見通されており、高齢化率は2020年の23.3%から2050年には31.4%まで上昇することが見込まれます。

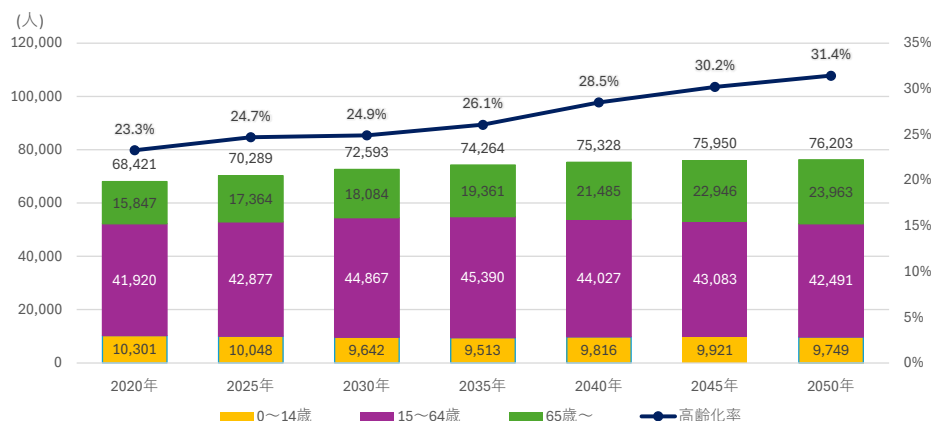


表3 本市の将来人口見通し

出典：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計）」

(2) メッシュ分析

本市の人口動向として、国勢調査の五次メッシュ統計（一辺 250mの格子状に按分したもの）と市内の公園の位置を対応させることにより、公園が所在するメッシュの人口等の傾向を分析し、以下の表に、主な地区ごとの概ねの傾向を整理します。

表4 地区別のメッシュ分析

	みずき野地区	守谷地区	松並青葉地区	南守谷地区	美園地区	北守谷地区	緑地区
人口増減	減少	横ばい	増加	横ばい	減少	減少	減少
人口密度	中程度～高い	中程度～高い	高い	中程度～高い	高い	中程度～高い	低い
年少人口	低い	低い	高い	低～中程度	低い	低い	低い
生産年齢人口	低い	高い	横ばい	中程度～高い	高い	中程度	低い
老年人口	高い	低い	低い	中程度～高い	中程度	中程度～高い	高い

表6 国勢調査250mメッシュ：人口増減率2015～2020年

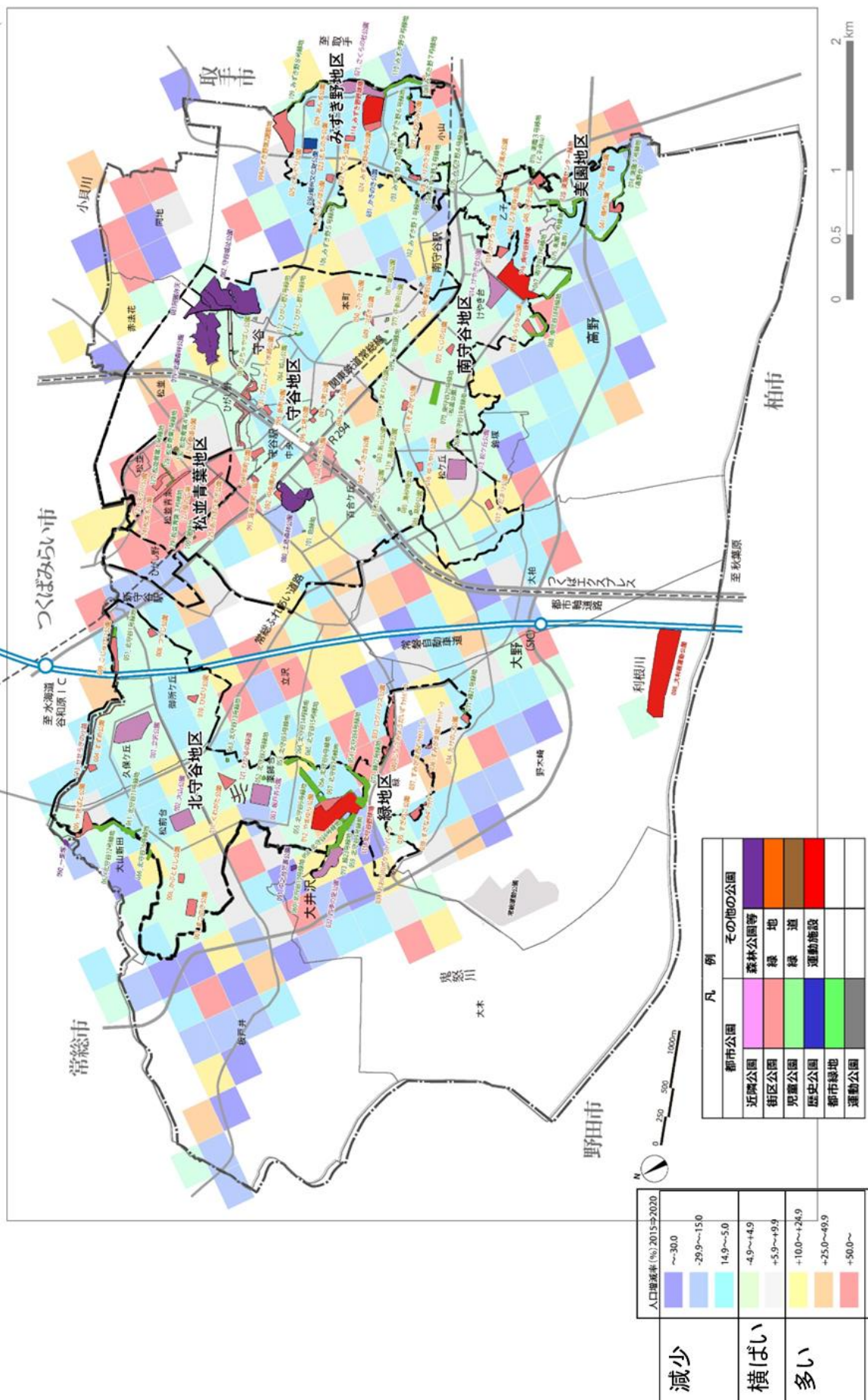


表5 国勢調査250mメッシュ：人口密度2020年

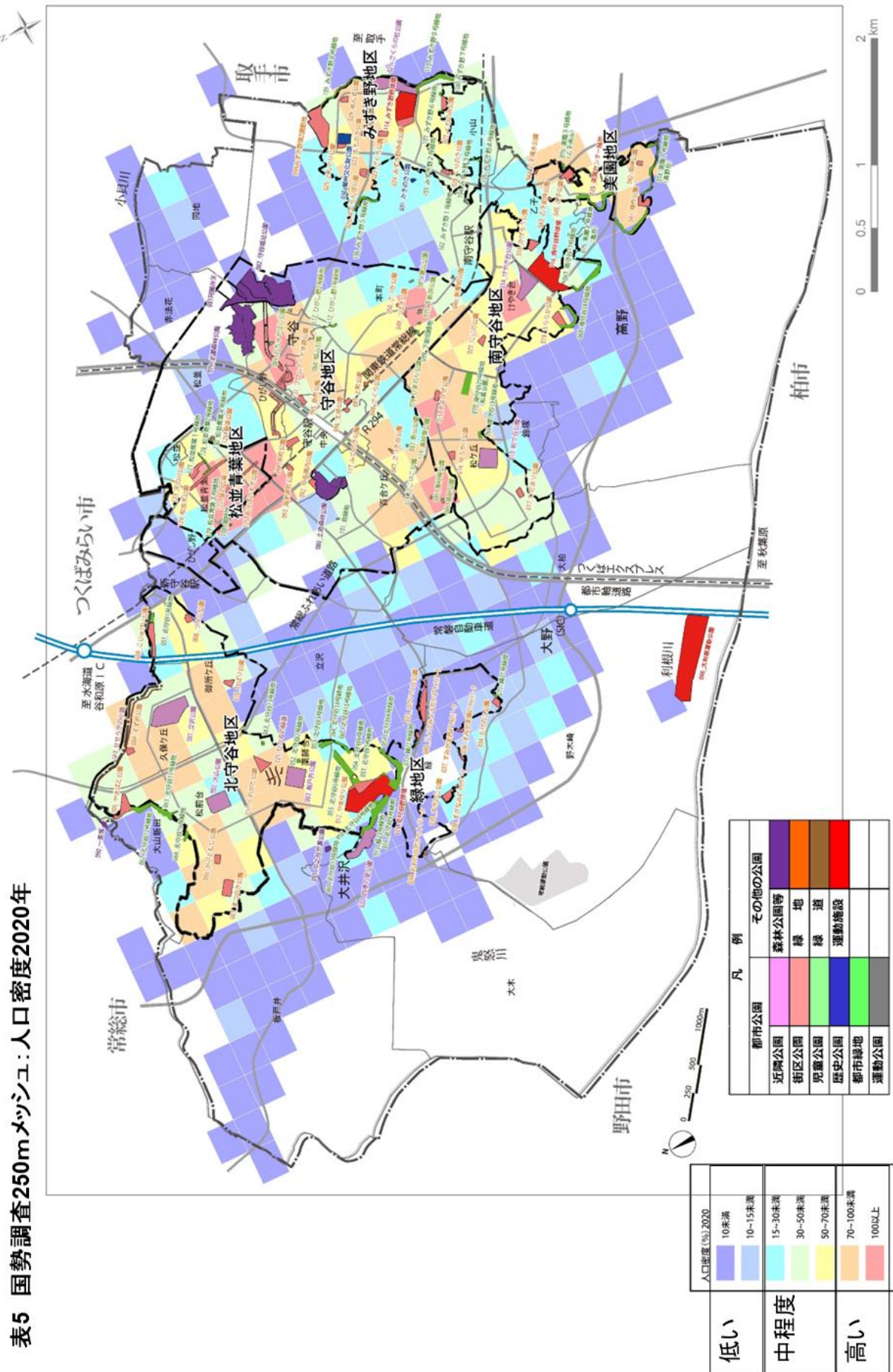


表7 国勢調査250mメッシュ：年少人口比率2020年

※年少人口：15歳未満

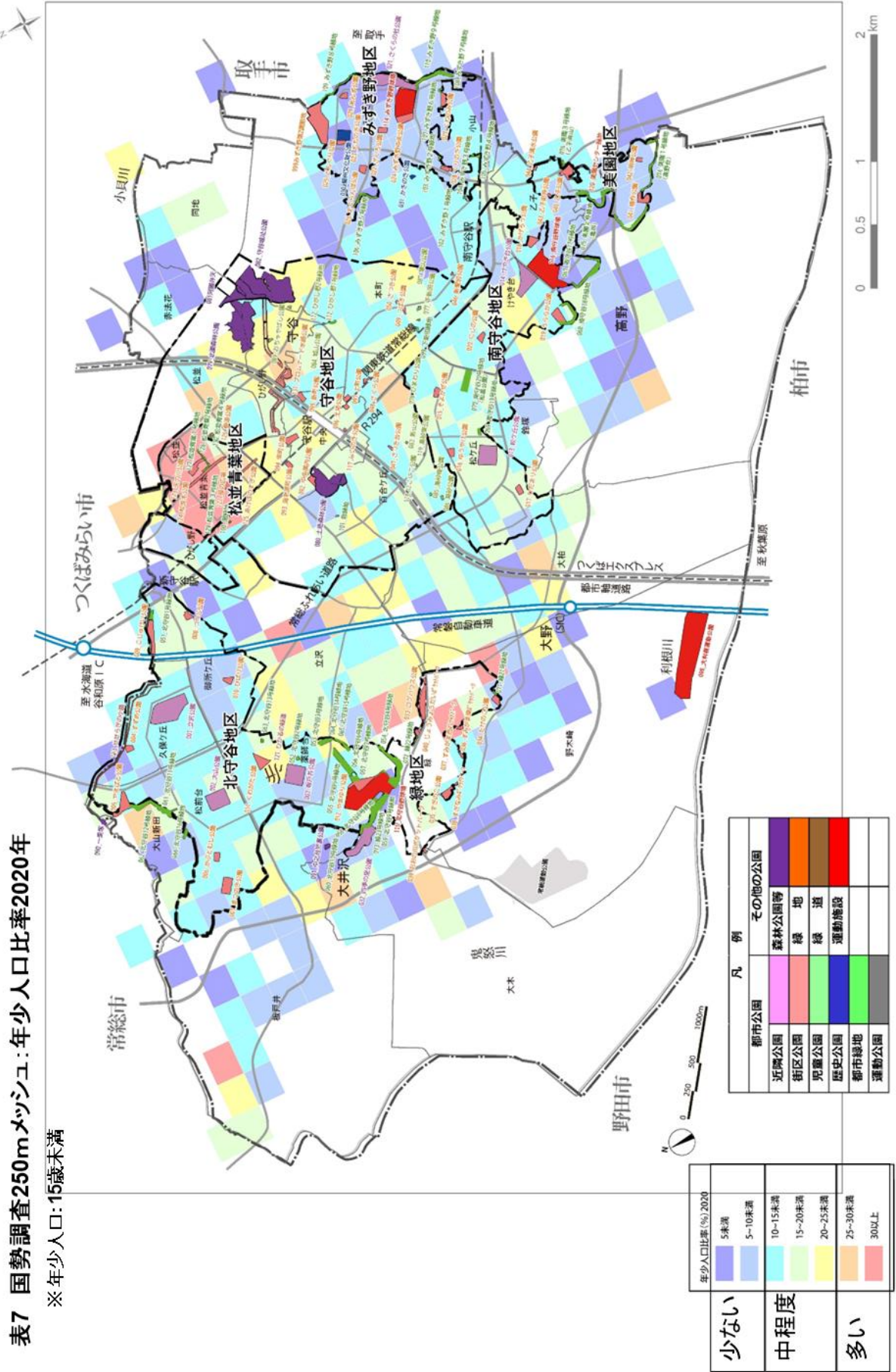


表8 国勢調査250mメッシュ：生産年齢人口比率2020年

※生産年齢人口：15歳以上65歳未満

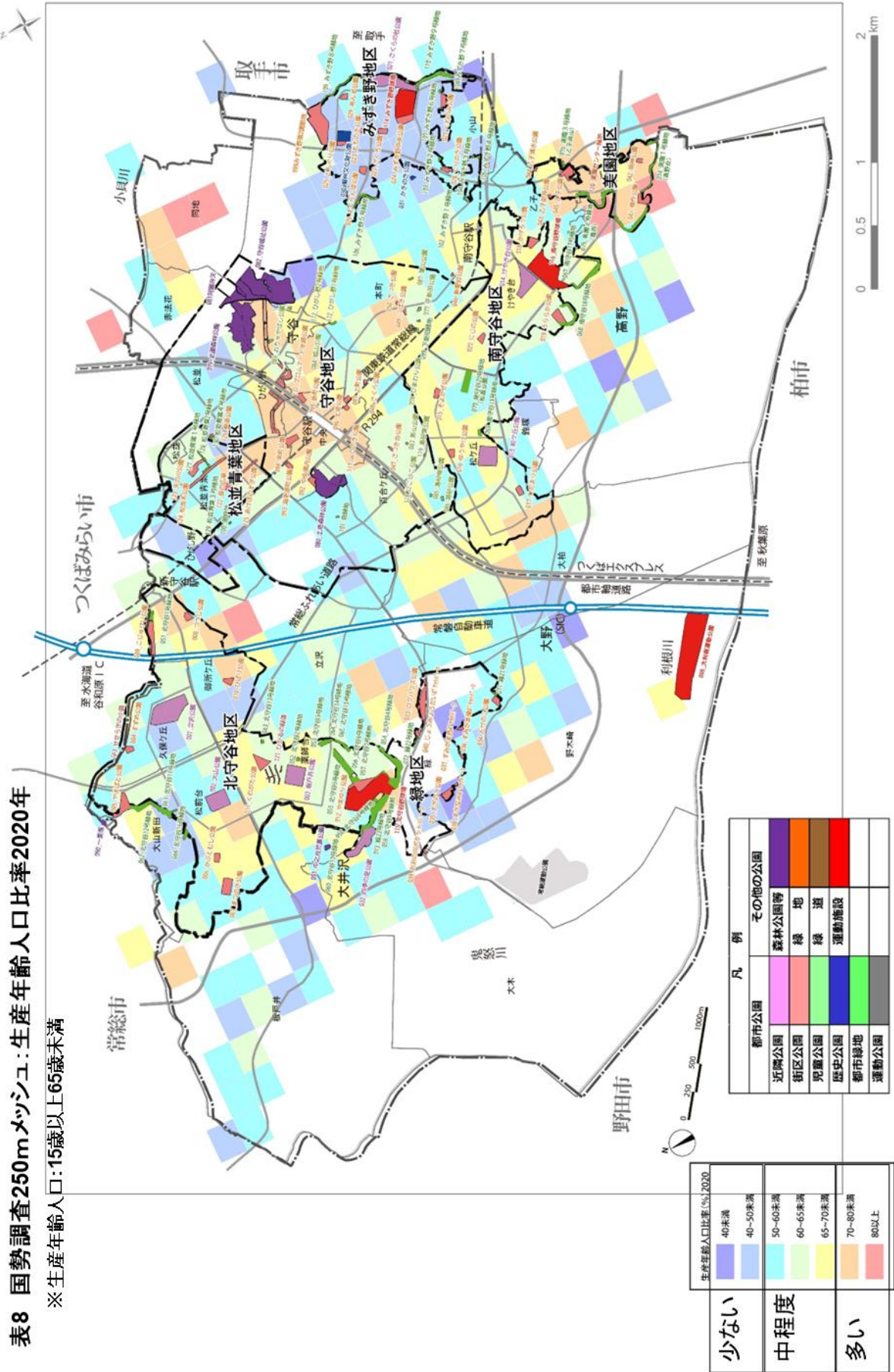
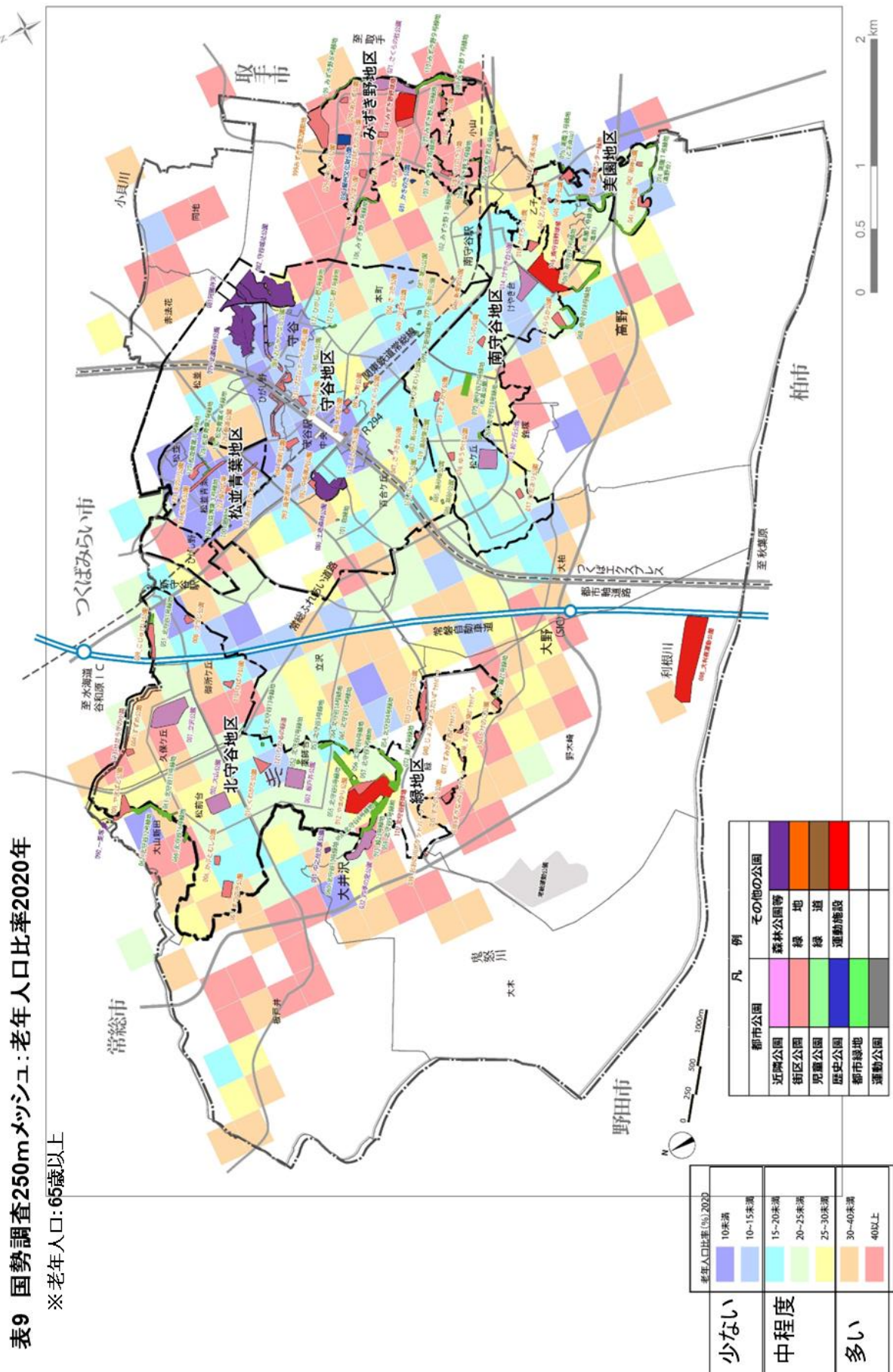


表9 国勢調査250mメッシュ:老年人口比率2020年

※ 老年人口: 65歳以上



(3) 法規制の状況

本市は取手市とともに「取手都市計画」を構成しています。取手都市計画区域は首都圏近郊整備地帯に位置するいわゆる線引き都市計画区域であり、区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

守谷市の都市計画区域面積は3,571ha、うち、市街化区域面積は985haで全域が用途地域に指定されており、残る2,586haが市街化調整区域となっています。大規模な工業団地以外は、住居系用途地域が多く、土地利用・建物利用も、住居系が主となっており、その住宅地内に、公園が多く立地しています。

その他の地域地区指定としては防火地域が11.1ha、準防火地域が2.8ha、高度地区が377.4ha、生産緑地地区が3.9haに指定されています。

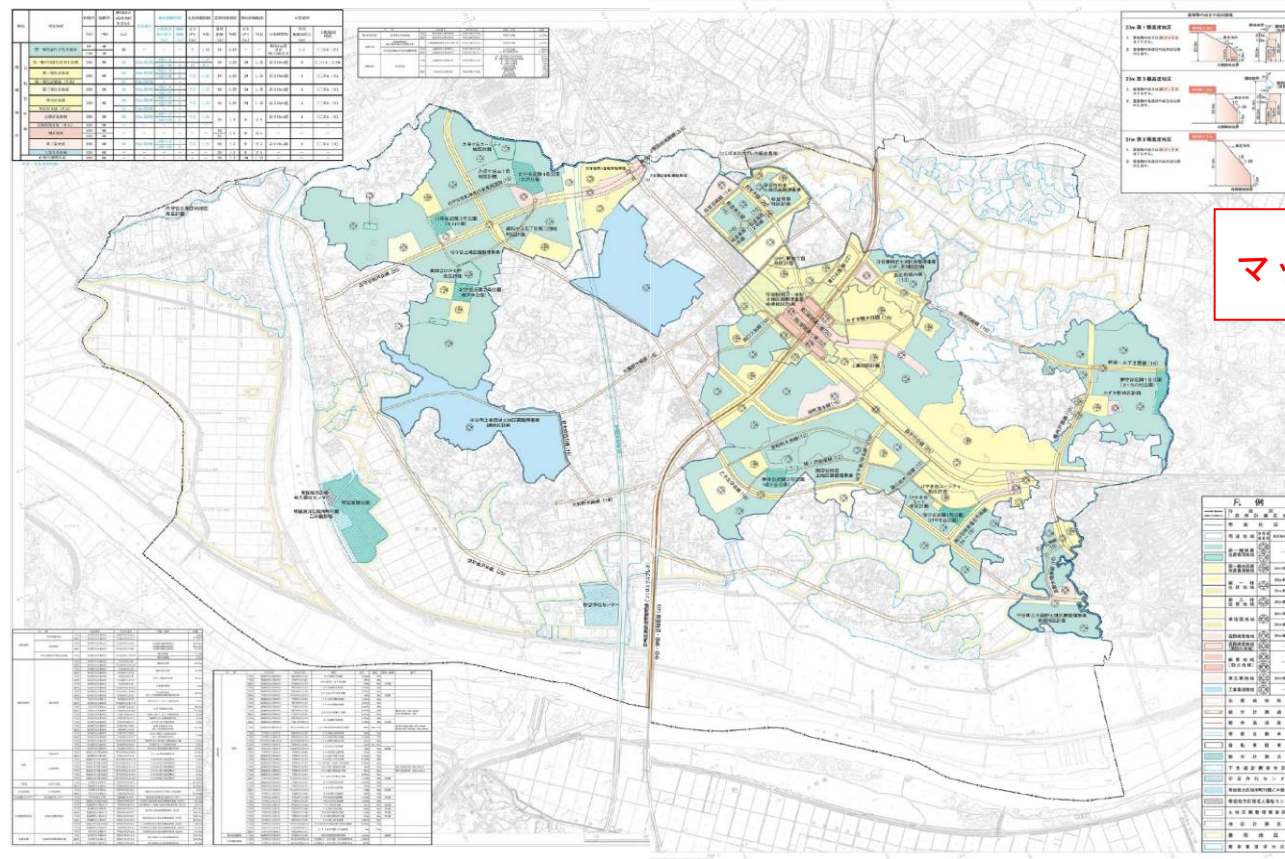


図1 守谷市都市計画図

(4) 開発動向

本市では、表 10 に示すとおり主に土地区画整理事業により市街地が形成され、基盤整備から概ね 40 年以上経過する市街地が多く見られます。

2005 年（平成 17 年）には、つくばエクスプレスが開業し、都心へのアクセス（交通の便）が向上、守谷駅周辺で土地区画整理事業による市街地整備が進展し、2016 年（平成 28 年）に松並青葉地区の土地区画整理事業の換地処分が行われるなど、都心への通勤に便利で自然環境に恵まれた住宅都市としての発展を続けています。

表 10 開発動向（面的整備）

地区名	事業完了	事業手法	事業種別	総面積 (ha)	計画	
					戸数（戸）	人口（人）
北守谷	1990年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	住宅系	260.5	7,950	32,000
南守谷特定	1992年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	住宅系	158.9	4,190	17,000
守谷町工業団地	1994年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	工業系	65.4	0	0
守谷町乙子高野	2000年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	住宅系	33.0	1,000	3,300
守谷東特定	2007年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	住宅系	39.5	1,430	2,400
守谷駅周辺一体型	2010年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	住宅系	38.7	1,000	3,800
守谷市原東	2014年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定していないもの)	住宅系	2.2		220
守谷市松並	2017年3月31日	土地区画整理事業 (都市計画決定しているもの)	住宅系	41.8		5,000
守谷市みずき野	1982年3月31日	開発行為	住宅系	67.0	2,100	—

2 公園・広場の現状

本市の公園緑地は、1970～1980 年代に市街地整備とあわせて整備された公園等が多く、2021 年（令和 3 年）に、公園施設長寿命化計画を策定し、遊具や公園出入口の段差解消を中心に改修が行われています。

表 11 本市の公園設置種類別設置年度

	公園数 130公園の場合	設置年度				
		1980年代以前	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代以降
街区公園	54	26	15	0	7	6
近隣公園	7	5	2	0	0	0
児童公園	13	2	1	0	10	0
緑地	1			1		
合計	75	33	18	1	17	6
割合	100%	44%	24%	1%	23%	8%

松並青葉地区 天の川公園

子供向けの遊具が3基以上
設置されている



各地区の代表的な公園の写真、
説明を追加予定

みずき野地区 さくらの杜公園



3 公園・広場の課題

- 本市では 1970 年（昭和 45 年）の市街化区域線引き実施以降、計画的な開発に合わせて市街地の拡大が順次行われ、面的整備に合わせて公園広場の整備が進められてきました。
- 将来の人口増減率をみると、守谷駅周辺などで 30～50%以上増加する地域が見られる一方、みずき野地区や北守谷地区のニュータウンでは減少が顕著になることが想定されています。また、住宅団地では高齢化が急激に進むことが予測され、みずき野地区でこの傾向が顕著となっています。
- 特に、1980 年代に設置された公園広場が多いことから、一斉に公園施設の老朽化が進むことが想定され、本市では公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に更新等を行っています。

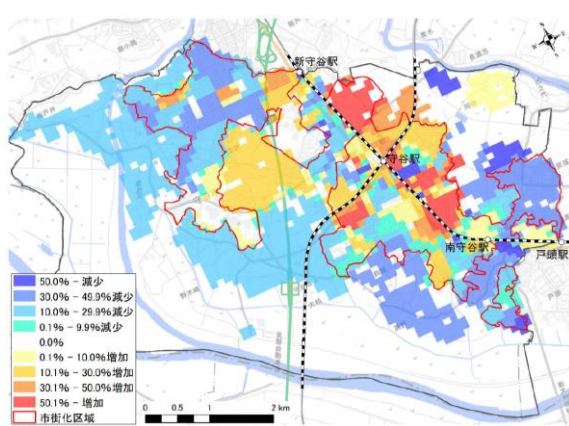


図2 人口増減率分布図 2015 年⇒2035 年
出典：守谷市立地適正化計画

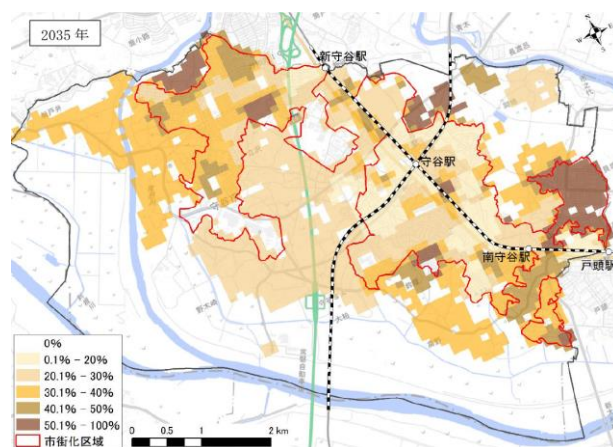


図3 2035 年の高齢化率
出典：守谷市立地適正化計画

- 令和 5 年度に本業務で実施した市民アンケート調査では、「公園はよく利用しますか」との質問では、週 1 回以上が最も多く、利用する理由は、「遊具で遊びたいから」が最も多い結果でした。また、市内の公園でしてみたいこととして「ボール遊びがしたい」、「ピクニックしたい」「遊具がほしい」等の意見が挙げられています。

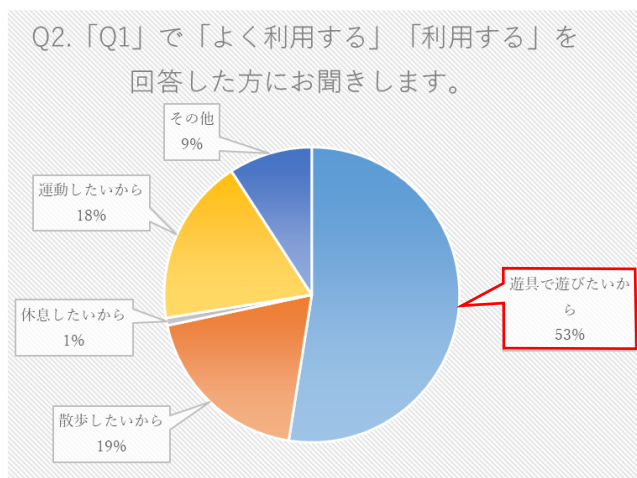
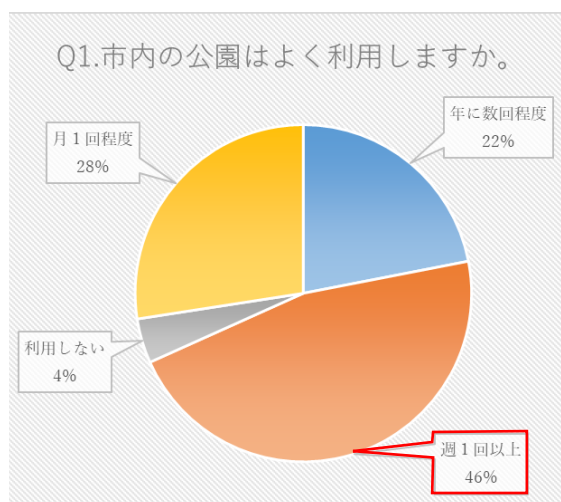


図4 市民アンケート（調査期間：令和 6 年 2 月 10 日～ 令和 6 年 2 月 29 日）

- この地区特性を踏まえて将来の公園広場の整備や公園広場の更新を考えることが必要です。
また、新規の総合公園の整備も計画されているため、留意する必要があります。

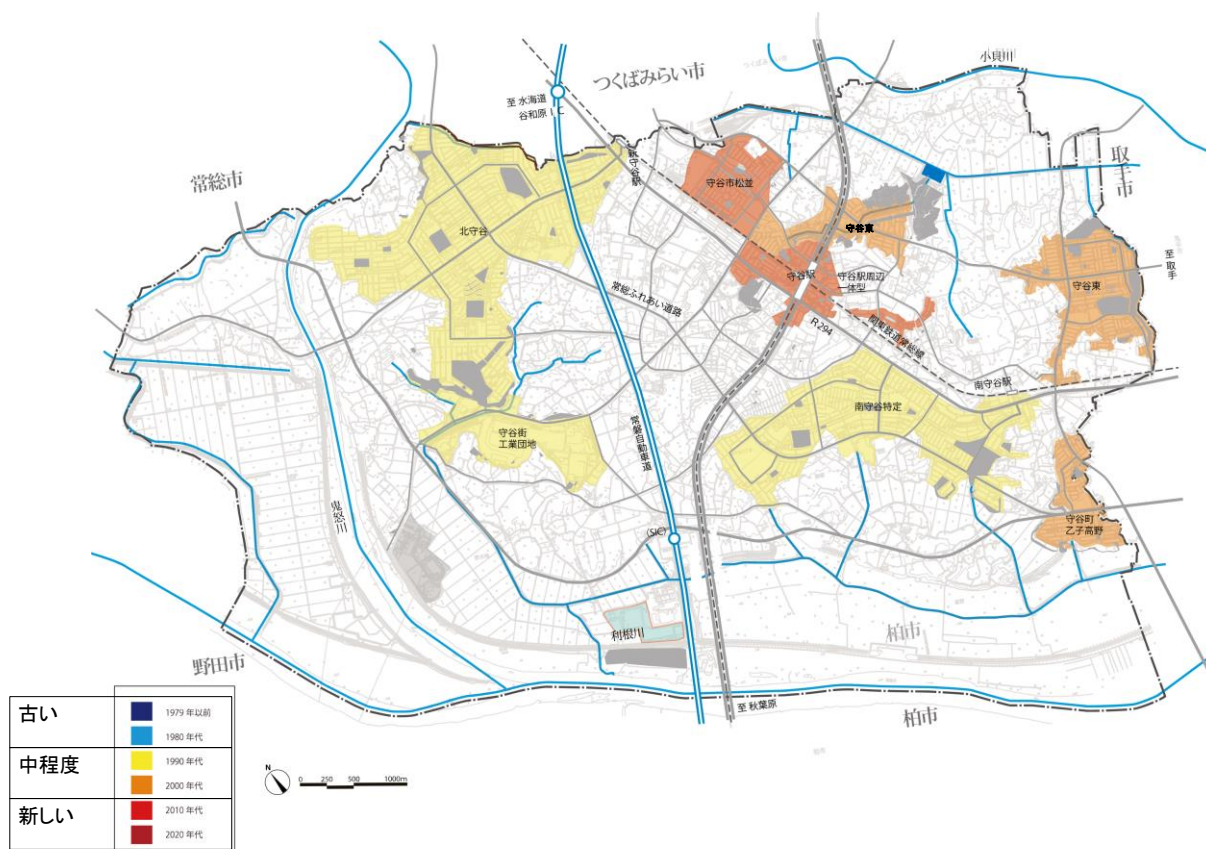


図 5 開発動向図

参考 市民アンケートで多かった意見（調査期間：令和 6 年 2 月 10 日～令和 6 年 2 月 29 日）

公園でボール遊びがしたい。

自動車で行きたいので駐車場を整備してほしい。

安心なトイレを整備してほしい。

〈参考〉現在の状況

○ボール遊びのできる公園

○常総運動公園
○大利根運動公園
○みずき野球場
○南守谷野球場
○北守谷野球場
○板戸井公園（野球）
○松ヶ丘公園（テニス）
○立沢公園（テニス）

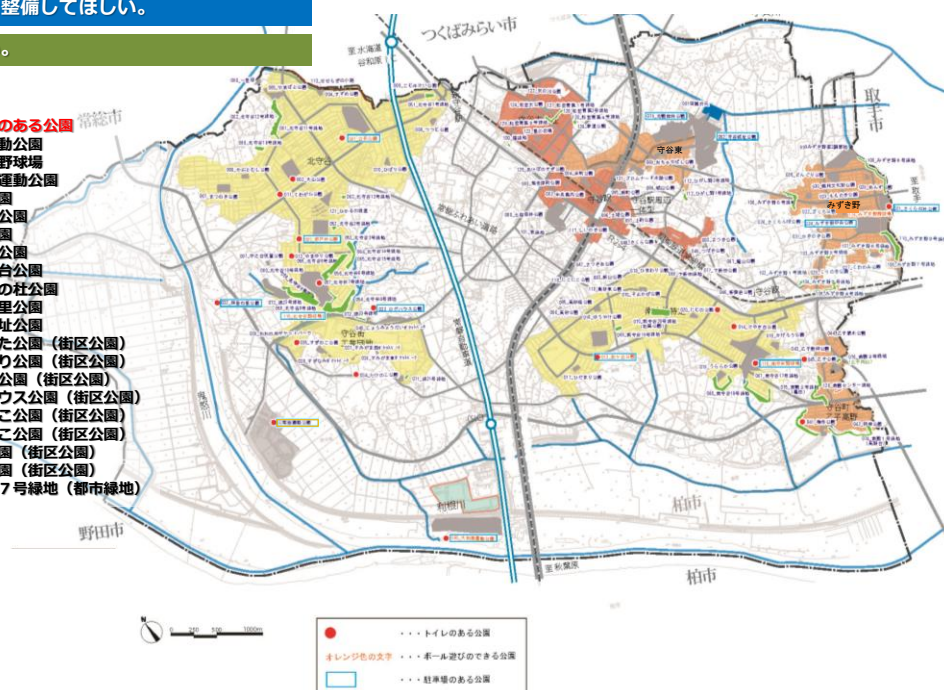
○駐車場のある公園

○常総運動公園
○立沢公園
○北園森林公園
○守谷城址公園
○南守谷野球場
○北守谷野球場
○板戸井公園
○松ヶ丘公園
○四季の里公園
○さくらの杜公園
・ログハウス公園（街区公園）
・みずき野中央公園（街区公園）
○大利根運動公園

○大規模の公園

○トイレのある公園

○常総運動公園
○南守谷野球場
○大利根運動公園
○立沢公園
○板戸井公園
○大山公園
○松ヶ丘公園
○けやき台公園
○さくらの杜公園
○四季の里公園
○守谷城址公園
・くわがた公園（街区公園）
・やまゆり公園（街区公園）
・にじの公園（街区公園）
・ログハウス公園（街区公園）
・たけのこ公園（街区公園）
・すぎのこ公園（街区公園）
・梅作公園（街区公園）
・乙子公園（街区公園）
・北守谷 7 号緑地（都市緑地）



4 現状・課題の整理

本市の人口動向、公園広場の現状と課題を以下に整理します。

① 人口動向、土地利用等、地区ごとに異なる地域特性への対応

- 公園施設長寿命化計画を策定し、遊具施設や公園出入口の段差解消が進められていますが、従前の機能を維持することや樹木の剪定、伐採等の維持管理が重視されています。
- 一方、前述のメッシュ分析からは、子ども世代が多い地区や、高齢者の多い地区など、様々な地域特性を持っています。
- 今後、公園の適切な利用促進や将来に亘る機能の保持という観点からは、公園施設内の利用実態や周辺の土地利用、人口動向、将来を考慮して、適切な機能を果たしているかを検証し、地区ごとに異なる地域特性に対応する必要があります。
- また、市民アンケートでは、「公園でボール遊びがしたい」、「自動車で行きたいので駐車場を整備して欲しい」、「安心なトイレを整備して欲しい」等の意見が挙げられていますが、小さい公園でボール遊びをすると、道路への飛び出し等が懸念され、駐車場は小さい公園に整備すると、住宅地内への自動車交通量の増加等も想定されます。そのため、小規模な公園と大規模な公園で適正に役割分担をして、公園機能を配置する必要があります。

② 公園利用者、周辺住民の意向への対応

- 誰もが遊べる公園広場は、心身の障がいの有無、国籍、年齢に関わらず、どんな人でも利用できる、過ごしやすい空間にすることが必要であることから、公園利用者、周辺住民の意向に対応する必要があります。

③ コスト縮減への対応

- 守谷市は現在、人口増加の傾向にありますが、将来は全国の動向と同様に減少に転じることが見込まれます。これらを踏まえて、コスト削減も考慮する必要があります。

第2章 整備の基本的な考え方

1 検討・進め方フロー

「誰もが遊べる公園広場」の整備に向けた検討・進め方を以下に示します。

① 現況調査・敷地分析

- 第1章で整理した現状から、方針の設定に必要なデータの収集と主要な条件を分析します。
- 計画に盛り込むべき項目や公園の特性から、必要となる調査項目を選択します。
- 既存公園の課題、利用状況、周辺環境、法規制、動植物等の現況を調査し、敷地特性を分析します。
- 現況調査の項目として、表12が挙げられます。
- 誰もが遊べる公園広場整備に向けて、利用者の把握、高齢者、障がい者等にとってバリアがないか等を整理することが重要な視点となります。

表12 現況調査の項目

項目	概要
外部条件	・ 該当する公園周辺の人口、土地利用、交通等 ・ 住民意向
内部条件	・ バリアフリー動線、出入口 ・ 既存の公園施設の利用状況 ・ 公園施設の老朽化の状況 ・ 誰もが遊べる施設になっているかの確認 ・ 既存樹木、動植物、水環境の現状 等

調査項目等再検討中

61 公園の一覧表を挿入予定

② 目標・方針の設定

- 目標・方針の設定は、現況調査・敷地分析から得られたことを整理した上で、各公園における地区毎の特性を分析し、類型化します。
 - 公園広場の目的、意義、性格
 - 公園の担うべき機能
 - 既存公園の解決すべき課題の解決方針
 - 改修、新設の整備に向けた目標、方針
 - 利用者層、利用圏の設定
 - 管理運営の方針

○本市での整備の基本的な考え方

内容修正中

「みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集」（令和6年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課）を参考に、本市での整備の基本的な考え方は以下の3つの通りとします。

令和6年4月 国土交通省都市局公園緑地・景観課

「みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集」

○目指す遊び場の姿

- ① 誰もが楽しめる魅力的な遊び場
- ② 安全で居心地の良い遊び場
- ③ 誰もが利用しやすい遊び場
- ④ 地域と共につくり、そだてる遊び場
- ⑤ 柔軟に管理運営され、進歩していく遊び場

①地域特性を踏まえ、誰もが遊べて、アクセスしやすい 公園広場の改修・整備

- ・ 第1章の課題であげたように、公園の改修、新設にあたっては地域特性を踏まえ、誰もが遊べて、アクセスしやすい公園広場の改修・整備を目指します。

②地域住民の意向を踏まえ、地域とともにづくり、育てる 公園広場の改修・整備

- ・ 公園利用者や地域住民の意向を踏まえて、地域とともにづくり、育てる公園広場の改修・整備を目指します。

③将来の社会動向も考慮し、適正に利用、維持管理される 公園広場の改修・整備

- ・ 今後、人口減少や少子高齢化が更に進むことが想定されています。このような将来の社会動向も考慮し、適正に利用、維持管理される公園広場の改修・整備を目指します。

- 既存の公園広場の改修であれば、「A 全面的に改修」、「B 一部分のエリアのみ改修」、「C 遊具施設のみ改修」等のパターンが挙げられ、その考え方・理由を示すことが必要です。
- 例えば、表 13-1,13-2 に示すような対象者ごとの特性を把握した上で、誰もが遊べるように改修の方針を検討していくことが大切となります。

挿入箇所検討中

表 13-1 対象者と主な特性

対象者	主な特性
健常者	・ 特定の慢性疾患を抱えておらず、日常生活行動にも支障がない。
肢体不自由者 (手動・電動車いす使用者)	・ 階段や大きな段差の昇降、砂の地面の走行が不可能である。 ・ 移動や遊具設備の利用に一定以上のスペースを必要とする。 ・ 車いすからの移乗が困難な場合がある。
肢体不自由者 (車いす以外)	・ 杖、歩行器、義足、義手、補装具などを使用している場合がある ・ 階段、段差、坂道、長距離の移動が困難な場合がある。 ・ 上肢障がいがある場合、手腕を使った動作や巧緻な作業が困難な場合がある。
内部障がい者	・ 長時間の歩行や立位が困難な場合がある。 ・ オストメイト (人工肛門等造設者) など、外見からは気づきにくい場合がある。
視覚障がい者 (全盲・弱視、色覚障がい)	・ 視覚による情報認知が不可能または困難である。 ・ 空間把握、目的場所までの経路確認が困難な場合がある。 ・ 音声を中心に情報を得ている場合がある。 ・ 識別が困難な色の組み合わせがある。
聴覚・言語障がい者 (ろう・難聴、言語障がい)	・ 音声による情報認知やコミュニケーションが不可能または困難である。 ・ 補聴器・人工内耳を装用している場合がある。 ・ 視覚を中心に情報を得ている場合がある。 ・ 外見からは気づきにくい場合がある。
知的障がい者	・ 判断や理解、コミュニケーションなどが困難な場合がある。 ・ 情報量が多いと混乱する場合がある。 ・ 危険箇所に気づかなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。 ・ 困ったことが起きても自分から助けを求めることができない人もいる。
発達障がい者	・ 人との関わりやコミュニケーション、感情や行動のコントロールが困難な場合がある。 ・ 危険箇所に気づかなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。 ・ 音・匂い・光などに対して感覚過敏な人もいる。

表 13-2 対象者と主な特性

対象者	主な特性
精神障がい者	・ ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻視が現れることがある。 ・ 新しいことや人との関わりに対して緊張や不安を感じることもある。 ・ 危険箇所に気づかなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。
妊産婦	・ 歩行が不安定な場合がある。（特に下り階段で足下が見えず不安） ・ 長時間の立位が困難な場合がある。 ・ 不意に気分が悪くなる場合がある。
乳幼児連れ	・ ベビーカーを使用している場合、階段・段差の昇降が困難である。 ・ 多胎児を含め複数の子どもに付き添っている場合がある。 ・ 子どもが不意な行動をとる場合がある。
高齢者	・ 歩行が不安定で階段・段差の移動や長時間の立位が困難な場合がある。 ・ 視力・聴力が低下している場合がある。
外国人	・ 日本語によるコミュニケーションや情報理解が困難な場合がある。

出典：国土交通省（令和４年３月）都市公園の移動円滑化整備ガイドライン改訂第２版、東京都（令和３年４月）だれもが遊べる児童遊具広場整備ガイドラインを参考に編集

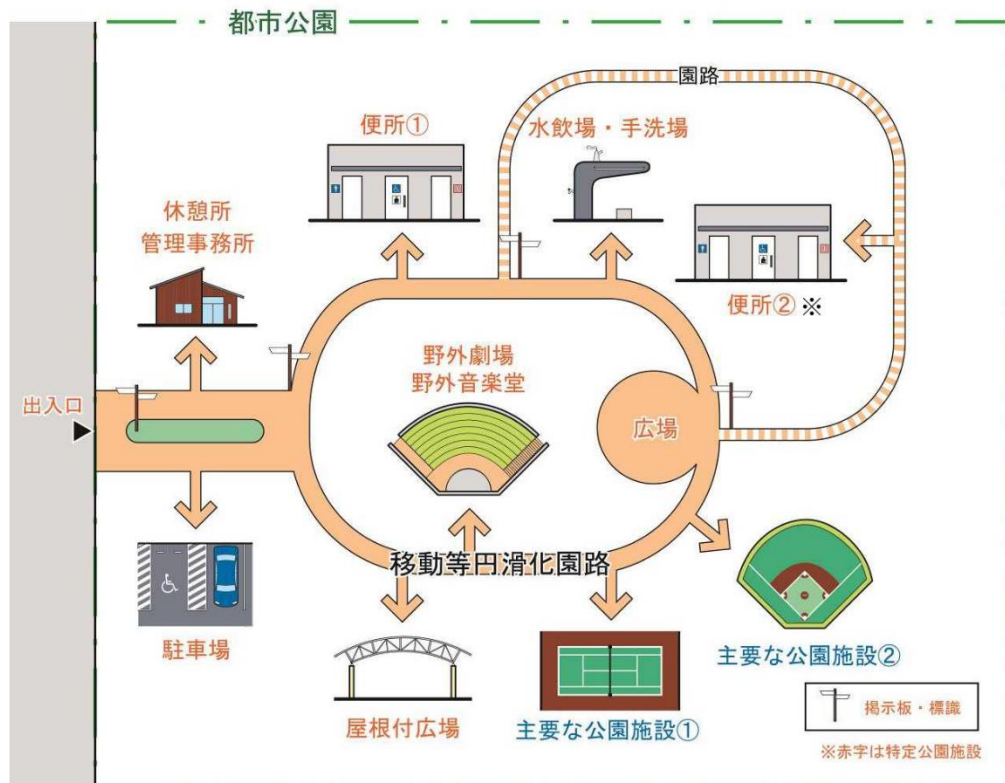
- ・ また、地域住民とワークショップを行いながら、検討していくことも大切です。

ワークショップ事例作成中

③ 個別公園の計画・動線計画

- ・ゾーニングは、公園内の利用の概要を定めて、ゾーン分けする作業です。検討はおおむね下記の項目により行います。
 - ・導入機能の整理、統合
 - ・各ゾーンの機能、面積、形状の選定
 - ・入口及び動線、位置、規模の設定
- ・誰もが遊べる公園広場整備にあたっては、出入口からの動線は確保されているか、どのような遊びや空間を展開すべきかを、地域特性を踏まえて設定することが望ましいと考えます。参考資料で整理している事例も踏まえながら検討します。

移動等円滑化園路の概念図



- ※ ◇ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てにバリアフリートイレを設置することが望ましい。
- ◎ 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設が設置されている場合、特定公園施設の種別毎に、それぞれ1以上の施設と移動等円滑化園路を接続させる。
- ◇ 可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい。

出典：国土交通省（令和4年3月）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版

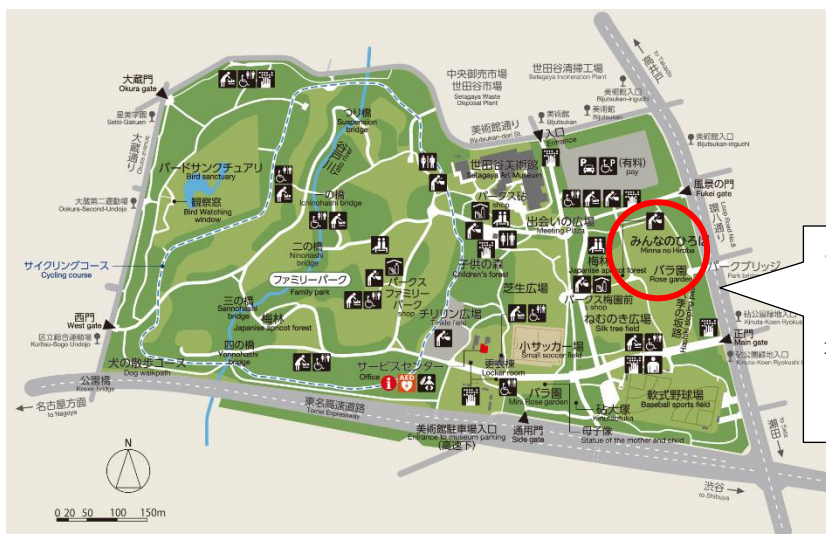
④ 施設の配置計画

- 公園を新設する場合や、全面的に改修する場合は、ゾーニングで示した機能を施設として具体化していきます。
- 検討にあたっては、目標・方針、ゾーニングで示された機能に対応して、敷地条件、各施設間のバランス、管理運営方法等を考慮して計画します。
- 具体例として、インクルーシブな広場を設ける場合には、ゾーンを区分して配置することが挙げられます。

部分改修についての記載を追加予定

事例 東京都立砧公園

インクルーシブな広場として、みんなの広場をゾーン区分して再整備。



みんなの広場

障がいのある子どもと一緒に遊べる広場として再整備されています。



出典：公益財団法人 東京都公園協会

施設が備えるべき基準について記載検討中

2 公園における規模別の検討の留意点

- ・ 本ガイドラインでは、前述の「1. 検討・進め方のフロー」に加えて、「大規模な公園」と身近な「小規模な公園」の改修・整備における検討段階の留意点を整理します。

○大規模な公園（近隣公園以上）

- ・ 大規模な公園では、運動、車でのアクセス、休憩、イベント、ウォーキングコース、遊具等、総合的な利用ニーズに応えられるよう、地域特性にあわせて整備・改修することが必要です。

○身近な公園（街区公園）

- ・ 身近な公園は、周辺住民の日常的な利用のために整備されています。小規模な公園は、十分な面積がないことから、動線計画で、地域特性を踏まえた公園整備、改修が必要になります。

※ボール遊び、自動車利用について

- ・ 市民アンケートでは、「公園でボール遊びがしたい」、「自動車で行きたいので駐車場を整備して欲しい」、「安心なトイレを整備して欲しい」等の意見が挙げられていますが、小さい公園でボール遊びをすると、道路への飛び出し等が懸念され、駐車場を小さい公園に整備すると、住宅地内への自動車交通量の増加等も想定されます。
- ・ そのため、小規模な公園と大規模な公園で適正に役割分担をして、公園機能を配置する必要があります。

公園の種別・規模	整備の方向性
森林公園、近隣公園（2ha）など中規模な住区基幹公園	新設または大規模な改修の場合、大規模な公園でのメリットを生かした、機能の配置、ユニバーサルデザインに配慮した施設計画、動線計画（例えば、ボール遊びができる広場、遊具のある広場、休憩できる場所、ウォーキングコース、トイレ、駐車場等）を検討することが必要です。
街区公園（0.25ha）など小規模な公園	小規模な公園における改修の場合は、公園内への導入機能を検討し、地域特性、身近な住民の意向を踏まえた改修が必要です。

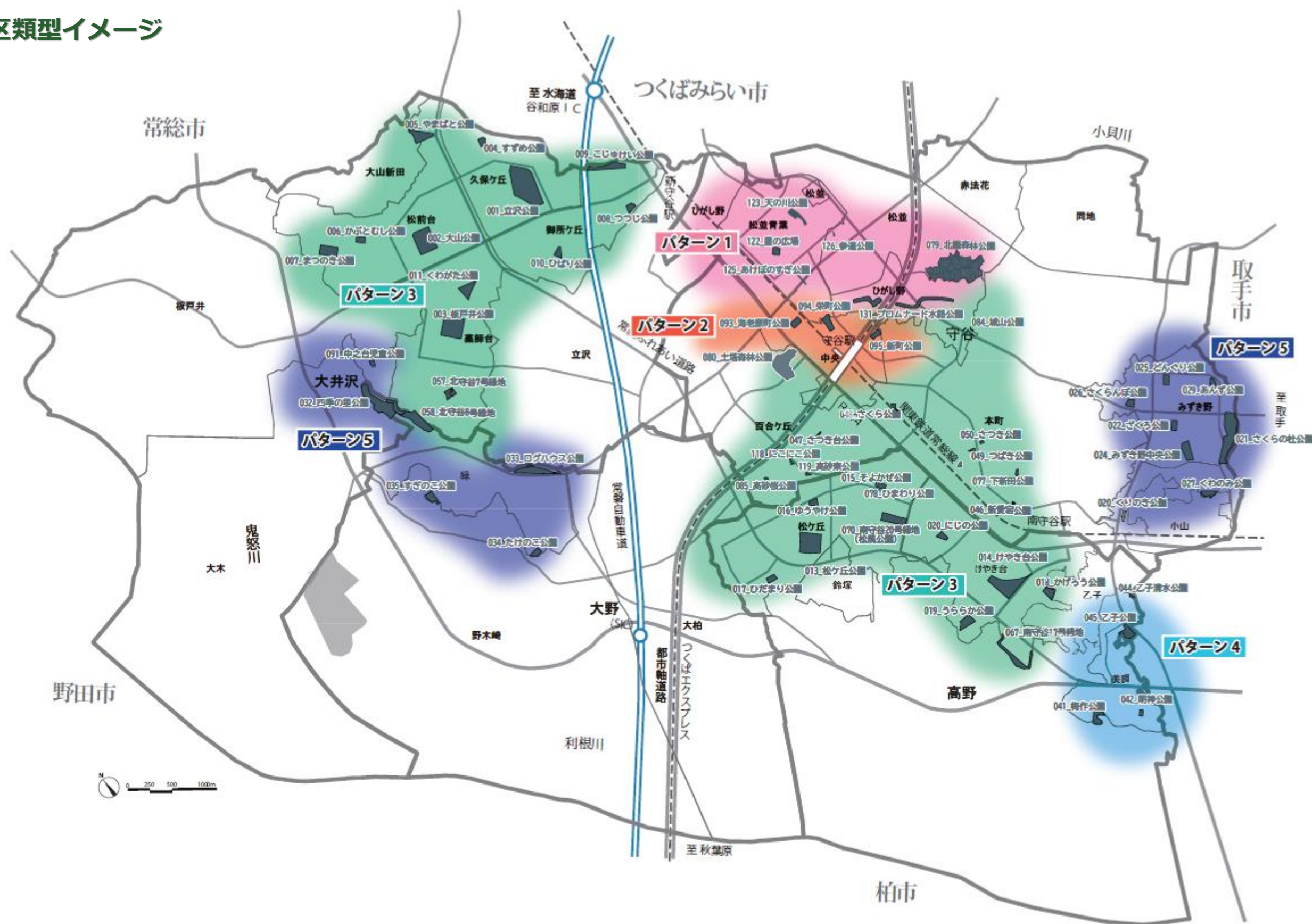
3 個別公園における導入機能、動線計画

(1) 地区の類型化

第1章のメッシュ分析を用いて守谷市の特性を踏まえると、次の表のように地区を類型化できます。

	地区類型1 人口増加、 ファミリー世帯増加、 整備時期が新しい地区	地区類型2 人口が横ばい、 働き盛り世帯が増加、 整備時期が中程度の地区	地区類型3 人口が横ばい、 幅広い世帯が継続して居住、 整備時期が中程度の地区	地区類型4 人口が減少、働き盛り世帯、 高齢者世帯共に増加、 整備時期が中程度の地区	地区類型5 人口が減少、 高齢者世帯が増加、 整備時期が古い地区
人口増減	増加	横ばい	横ばい～減少	減少	減少
人口密度	高い	中程度～高い	中程度～高い	高い	中程度～高い
年少人口 (15歳未満)	多い	低い	低～中程度	少ない	少ない
生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	中程度	多い	中程度～高い	多い	少ない
老年人口 (65歳以上)	少ない	少ない	中程度～高い	中程度	多い
開発動向（時期）	新しい	新しい	中程度～古い	中程度	古い
公園開設年度	新しい	新しい	中程度～古い	中程度	古い
地区	守谷（松並）	守谷（中央）	北守谷、南守谷、けやき台、松が丘、立沢、守谷（百合ヶ丘）、守谷（本町）、守谷（ひがし野）	美園	みずき野、緑、坂戸井、大山新田、野木崎、大柏、大木、鈴塚、乙子、高野

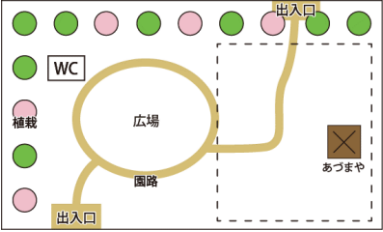
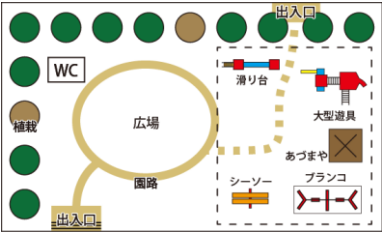
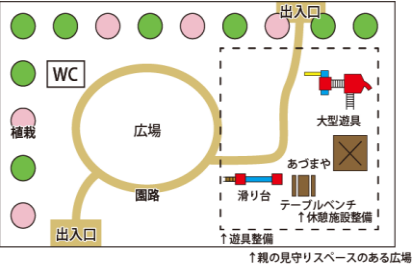
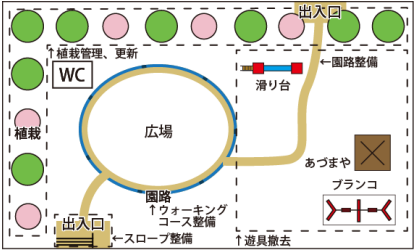
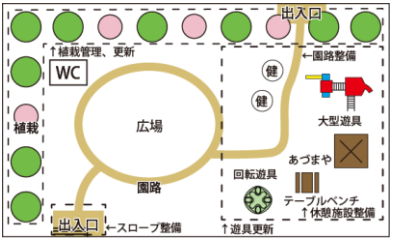
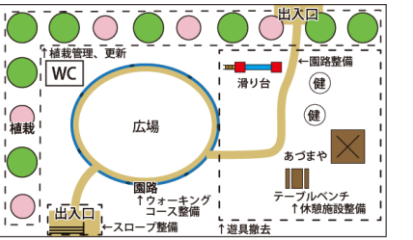
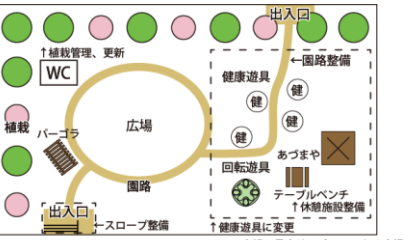
地区類型イメージ



(2) 地区類型別の目指すべき方向性

- ・地区の類型別の公園整備や改修の目指すべき方向性を例示します。
- ・アンケート調査結果より、遊具や運動施設、休憩施設等の意見も踏まえた方針とします。
- ・緑地など遊具のない公園については、現在の環境を保全する公園として今回のガイドライン策定業務の対象外とします。

ガイドライン冊子ではデザイン・イラスト差し替え予定

	地区類型 1	地区類型 2	地区類型 3	地区類型 4	地区類型 5
	人口増加、 ファミリー世帯増加、 整備時期が新しい地区	人口が横ばい、 働き盛り世帯が増加、 整備時期が中程度の地区	人口が横ばい、 幅広い世帯が継続して居住、 整備時期が中程度の地区	人口が減少、 働き盛り世帯、高齢者世帯共に増加 整備時期が中程度の地区	人口が減少、 高齢者世帯が増加、 整備時期が古い地区
現状	・ファミリー層が多く、アンケート調査でも遊具施設が求められている。 ・公園は新しく、バリアフリー対応となっている。 	・生産年齢人口が多く、運動が求められている。 ・完全なバリアフリー化がされていない公園が多い。 	・面的整備が行われたときに遊具施設を中心に設置。 ・完全なバリアフリー化がされていない公園が多い。 ※現状の公園イメージは、パターン2と同じ。	・パターン3と同じ。	・面的整備が行われたときに遊具施設を中心に設置。老朽化が進行中。 ・完全なバリアフリー化がされていない公園が多い。 ※現状の公園イメージは、パターン2と同じ。
目指すべき方向性	子供の遊び場として充実した公園の整備・改修 ・既存の公園施設は長寿命化計画に基づき点検。 ・地域の求める遊具施設を充実する。加えて子どもの見守りスペースを確保。 ・また現状の施設を更新する案もある。    ↑親の見守りスペースのある広場	身近に運動のできる公園の整備・改修 ・子ども向けの遊具施設ではなく、ウォーキングコース等の運動ができる環境を整備。 ・出入口はバリアフリー化（スロープ設置等）。 ・公園の規模により安心なトイレの設置。    ↑遊具撤去	幅広い世帯のニーズに対応できる公園の整備・改修 ・子ども向けの遊具施設と健康遊具を設置。テーブルベンチも設置。交流できる休憩スペースを確保。 ・出入口はバリアフリー化（スロープ設置等）。 ・公園の規模により安心なトイレの設置。    ↑遊具更新	身近に運動でき、高齢者も含めて、健康づくりができる公園の整備・改修 ・子ども向けの遊具施設だけではなく、ウォーキングコースや健康遊具等を整備。 ・出入口はバリアフリー化（スロープ設置等）。 ・公園の規模により安心なトイレの設置。    ↑遊具撤去	高齢者を中心としながら、子どもも遊べる公園の整備・改修 ・一部子ども向けの遊具施設を残しながら、ウォーキングコース、健康遊具や休憩スペースを中心に整備。出入口はバリアフリー化（スロープ設置等）。 ・公園の規模により安心なトイレの設置。    ↑親の見守りスペースのある広場

・市内の公園を、前述のパターン別に分類すると、下表のように整理できます。遊具のある 61 公園を対象に整理しています。

	地区類型 1 人口増加 ファミリー世帯増加 整備時期が新しい地区	地区類型 2 人口が横ばい、 働き盛り世帯が増加 整備時期が中程度の地区	地区類型 3 人口が横ばい 幅広い世帯が継続して居住 整備時期が中程度の地区	地区類型 4 人口が減少 働き盛り世帯、 高齢者世帯共に増加 整備時期が中程度の地区	地区類型 5 人口が減少 高齢者世帯が増加 整備時期が古い地区	合計
街区公園	122_星の広場 123_天の川公園 125_あけぼのすぎ公園 126_参道公園 131_プロムナード水路公園	093_海老原町公園 094_栄町公園 095_新町公園	004_すずめ公園 005_やまばと公園 006_かぶとむし公園 007_まつのき公園 008_つつじ公園 009_こじゅけい公園 010_ひばり公園 011_くわがた公園 015_そよかぜ公園 016_ゆうやけ公園 017_ひだまり公園 018_かげろう公園 019_うららか公園 020_にじの公園 046_新愛宕公園 047_さつき台公園 048_さくら公園 049_つばき公園 050_さつき公園	ガイドライン冊子ではデザイン・イラスト差し替え予定		4 1
近隣公園			001_立沢公園 002_大山公園 003_板戸井公園 014_けやき台公園 013_松ヶ丘公園		021_さくらの杜公園 032_四季の里公園	7
児童公園			077_下新田公園 078_ひまわり公園 084_城山公園 085_高砂桜公園 119_高砂東公園 118_にここ公園			6
森林公園等	079_北園森林公園		080_土塔森林公園		091_中之台児童公園	3
都市緑地			057_北守谷 7 号緑地 058_北守谷 8 号緑地 067_南守谷 1 7 号緑地 070_南守谷 2 0 号緑地（松風公園）			4
合計	6	3	3 5	4	1 3	6 1

第3章 誰もが遊べる公園広場整備のポイント

1 遊具・施設の基本的な考え方

「誰もが遊べる公園広場」に配置される遊具・施設は、障がいの有無に関わらず、あらゆる人々が、容易に利用でき、多様な選択肢の中で一緒に安全、快適に利用できるものとします。

なお、遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）国土交通省」の指針に準拠することが必要です。さらに、遊具を快適に利用するため、園路や便益施設等を必要に応じて効果的に整備します。

「誰もが遊べる公園広場」において、ユニバーサルデザイン※の視点を基本としますが、特に以下の視点が必要です。

※ ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、文化の違い、障害の有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のことをいいます。

- 近づきやすさ

（遊具までの到達はもちろん、遊具への移乗のしやすさ、利用のしやすさを含む。）

- 選択のしやすさ

（多様なリスクの程度や遊具基数、種類などで選択しやすくする。）

- 交流のしやすさ

（子ども同士、保護者等の交流や新たなあそびが生まれやすい空間）

さらに、「誰もが遊べる公園広場」には、健常な人も、何らかの障がい（肢体不自由、視聴覚障がい、言語障がい、発達障がいなど）のある人も一緒に遊べるように、また、子どもの持つ潜在的な能力を成長させるように配慮が必要です。例えば以下のようなあそびがあげられます。

- 車いすに乗ったまま楽しめる、あるいは容易に移乗して一緒に楽しめるあそび

（スロープや移乗しやすいデッキのついた複合遊具や滑り台、登はん遊具。パネル遊具、クッション系遊具、回転遊具、揺動遊具、砂場、水遊び場、レイズド花壇など）

- 体幹の弱い子どもでも一緒に楽しめるあそび

（バケット・椅子・円盤型などのブランコ、背もたれの付いた回る遊具など）

- 視聴覚等の障がいがあっても一緒に楽しめるあそび

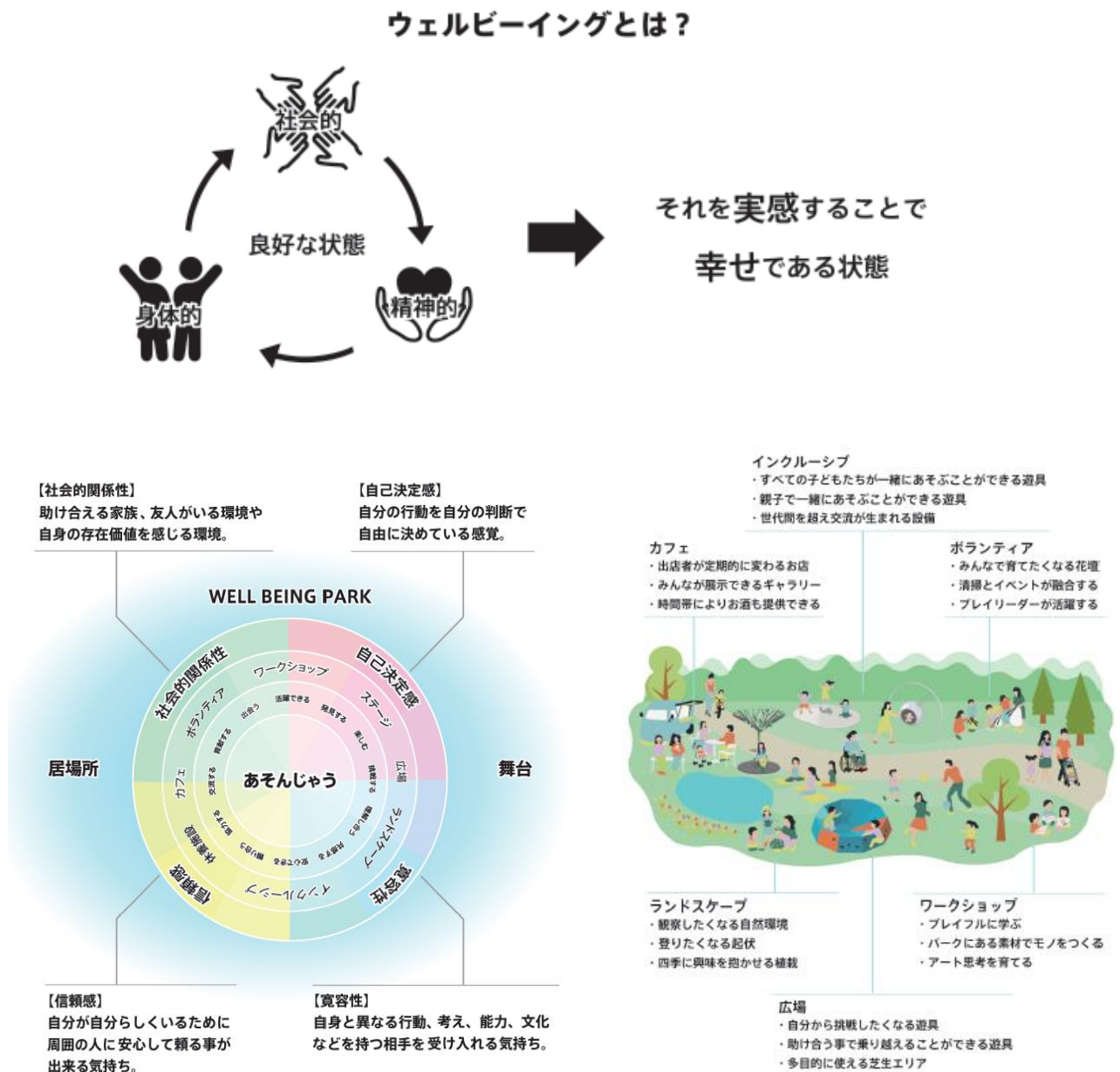
（音や色、光を楽しむ遊具、手指で触れて楽しんだり操作したりするパネル遊具、砂場や水遊び場、香りを楽しむ花壇など）

- その他、手話や点字、ピクトサインなどでコミュニケーションを促すあそびや、一緒に、安全に楽しめるよう工夫されたあそび

どのようなニーズに対応していくかについては、計画段階において、想定される利用者や関係団体等からのヒアリングやワークショップ等を通じて把握することが必要です。

遊具以外の施設では、広場出入口、外周の囲い、案内・表示、園路、ベビーカー置場、休憩所、水飲み・手洗い場、野外卓・ベンチ等の施設を必要に応じて効果的に整備します。

資料：「誰もが遊べる公園広場」の基本となる「ウェルビーイングパーク」の考え方



2 遊具の留意点

遊具を第2章の地区類型で分類し、整理します。

あそびの基本構成についての
説明文・イラストを挿入予定

地区類型

地区類型①

地区類型②

地区類型③

地区類型④

地区類型⑤

地区類型① 遊具について

地区類型② 遊具について

地区類型③ 遊具について

地区類型④ 遊具について

地区類型⑤ 遊具について

3 施設の留意点

「誰もが遊べる公園広場」には、遊具以外の施設整備も重要です。駐車場、広場出入口、外周の囲い、案内・表示、園路、ベビーカー置場、休憩所、水飲み・手洗い場、野外卓・ベンチ等の施設を、必要に応じて効果的に整備します。

駐車場

詳細内容検討中

大規模な公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する際など、利用者が徒歩圏外から来園することを想定する場合には、駐車場の整備について検討します。

<チェックリスト>

☐福祉車両等が利用できる十分なスペースが確保されていること。

詳細内容検討中

☐公園内の配置について考慮されていること

詳細内容検討中

☐特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

詳細内容検討中

園路

公園の出入口や駐車場からインクルーシブな子ども広場に到達するための園路は、アスファルト系・石張り・インターロッキング・土など多様な舗装材が用いられるほか、側溝や雨水桝などの排水施設が併設されることも多いです。

<チェックリスト>

☐誰もが移動しやすいような動線が確保されていること

詳細内容検討中

出典追加

休憩所（ベンチ・屋外卓・東屋）

休憩所は、ベンチや屋外卓、スツール、屋根付きの東屋、パーゴラなど、利用者全般の休憩場所として用いられるほか、保護者が子どもの見守りを行う際の待機場所や、利用者同士の交流場所など様々な利用がなされる施設です。

<チェックリスト>

☐様々な利用者が心地よく利用できること

詳細内容検討中

☐配置について考慮されていること

詳細内容検討中

ベビーカー・自転車置き場

あそび場近辺には、保護者が子どもを連れてくるために使用した多数のベビーカーや自転車、バギーなどが、一時的に置かれることが多く、そのスペース確保が必要となる場合があります。

<チェックリスト>

☐ 必要性や配置について考慮されていること

詳細内容検討中

バリアフリースイレ

子どもが安心してあそぶことができる広場とするためには、誰もが利用できるトイレの存在は非常に重要です。また、特に配慮すべき利用者においては、おむつ替えや医療的ケアなど屋内での対応が定期的に必要となる場合や、異性の介助者と共に利用するケースなど様々な特性に応じた利用形態が存在し、バリアフリースイレの存在は欠かすことができません。

<チェックリスト>

☐ 誰もが使いやすい仕様であること

詳細内容検討中

☐ 特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

詳細内容検討中

詳細内容検討中

☐公園内の配置について考慮されていること

詳細内容検討中

水飲み場・手洗い場・自動販売機

水飲み場や手洗い場は、利用者が衛生的にあそび場を使うための施設であるとともに、水分補給や水あそびの提供など、様々な用途があります。また、熱中症予防のために水分補給の重要性が高まる中、公園における自動販売機の重要性も高まっています。

<チェックリスト>

☐誰もが使いやすい仕様であること

詳細内容検討中

☐公園内の配置について考慮されていること

詳細内容検討中

4 安全に関する配慮事項

詳細内容検討中

安全に関する配慮事項は、利用者の安全を確保するために必要な事項です。特に配慮すべき利用者（表 13-1,13-2 の健常者以外の利用者）は、子どものあそびにおいて、保護者による補助・保護が前提となることも多いため、保護を支援するようにあそび場の施設や配置を計画する必要があります。また、年齢や特性、障がいの有無などの違いにより、あそびのペースが異なる子どもたちが、それぞれ安全に遊べるよう配慮する必要もあります。

遊具周辺の舗装

運動を中心とした活発なあそびを行うエリアにおいては、小さい子どもや肢体不自由の利用者なども安心して遊ぶことができるように、遊具周辺の舗装について、衝撃を吸収するソフト系舗装とするなどの特別な配慮を行うことが望ましいです。

<チェックリスト>

☐ 様々な利用者が安心して遊べること

詳細内容検討中

あそび場の囲い

柵や植栽などによりあそび場の外周を囲うことで、保護者の見守りを支援するとともに、突発性のある利用者の飛び出しや、あそびのペースの異なる利用者の交錯やボールの飛来などを防止する効果が期待されます

<チェックリスト>

☐ 様々な利用者が心地よく利用できること

詳細内容検討中

□様々な利用者が安心して遊べること

詳細内容検討中

5 情報環境に関する配慮事項

詳細内容検討中

情報環境とは、現地におけるデザインやサインによって、あそび場を訪れやすい環境づくりを行うほか、遊ぶ上でのルールや遊び方を分かりやすく伝えるための環境整備です。また、「インクルーシブな子ども広場」の考え方について、あらゆる利用者に発信を続けるとともに、一般の利用者と特に配慮すべき利用者間の交流や同じ障がいに関わる利用者間の交流など、多様な関係性が生まれる環境作りも必要です。

<チェックリスト>

☐ インクルーシブな子ども広場の考えが発信されていること

（あそび場の理念の継続的な発信）

☐ 誰でも情報が得られること

（やさしい日本語、点字、ピクトグラム、子どもから大人まで）

☐ 特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

（立ち寄りやすいデザイン、遊びについての決まり事）

☐ 利用者同士の交流にも繋がること

（子ども同士・保護者同士の助け合い）

園内マップ

園内に掲出される公園全体の案内板です。目的地となるインクルーシブな子ども広場の位置やトイレなどの、利用者が利用したい施設を確認するための施設です。

<チェックリスト>

☐ 様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

詳細内容検討中

広場入口の看板

遊び場の入口において、誰もが楽しく遊ぶことができる遊び場であることを伝えるとともに、インクルーシブな子ども広場の考え方を利用者に知っていただくための看板を設置します。また看板を含めた遊び場入り口のデザインについても検討する必要があります。

<チェックリスト>

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

詳細内容検討中

6 維持管理

詳細内容検討中

維持管理とは、公園施設の物的条件を整えて利用に供するとともに、公園広場の存在効果・使用効果を最大限に発揮させるための物的条件を整備・維持するもので、植物管理、施設管理、安全確認・清掃に大別されます。行政だけでなく、地域のボランティア、協働事業、公園里親事業、公園維持管理団体など利用する市民も協働しながら維持していくことが大切です。

植物管理

遊具エリアとその周囲や遊具エリア内でのゾーン分け等のために設けられる植栽は、突発的に走り出す子どもの飛び出し防止の目的もあり、剪定後の尖った枝への接触による怪我のおそれが想定されます。管理者は、様々なリスクを想定して適切な植物管理を行う必要があります。

施設管理

遊具は、公園施設の中で、比較的、事故の発生が多い施設でもあります。また、遊び方を説明する案内表示など、インクルーシブな子ども広場に特有の施設も存在します。

導入する遊具や施設の中で、これまで事例の少ないものについては、その機能や性能が適正に保たれているか、点検し、修繕等を行うことが求められます。

安全確認・清掃

転んでも安全なゴムチップ舗装の場合、安全であるがゆえに、歩行が困難な子どもがずり這いであそんだり、通常想定していない裸足で利用したりなども考えられ、ガラス片などの除去が必要です。また、快適な空間として維持するため、側溝やトイレの清掃、ゴミの収集など日常的な管理が必要です。

このように、利用の状況を観察・把握し、広場全体の物理的ハザードを早期に発見し除去することが求められます。

第4章 施設整備手法、維持管理・運営手法

市内の公園における整備手法、管理・運営手法は、従来型の公共整備・直営を基本としており、新たに計画されている総合公園は P-PFI も検討しています。

今後も市内の公園における整備手法、管理・運営手法は、従来型の公共整備・直営を基本として考えますが、必要に応じて、今後の公園新設、再整備の際は、下記のような手法も検討します。

○施設整備手法（P47）

- ・ PFI 方式
- ・ DB 方式
- ・ 公募設置管理制度（P-PFI）
- ・ 設置許可

修正中

○維持管理・運営手法（P48）

- ・ 指定管理者制度
- ・ 管理許可

1 施設整備手法

表 14 施設整備手法

項目	PFI 方式	DB 方式	公募設置管理制度（P-PFI）	設置許可
概要	PFI 法に基づき、事業で実施する全ての業務を担当する企業から構成される企業コンソーシアムが組成する SPC が、施設の整備・運営を一体的に実施する方式	設計・施工を一体で行う方式	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置・運営と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う制度	公園管理者以外に対し都市公園内における公園施設の設置管理を許可できる制度
根拠法	PFI 法	—	都市公園法第 5 条 2 ～ 5 条 9 項	都市公園法第 5 条
契約期間	上限 30 年	複数年度	上限 20 年	上限 10 年（更新可）
資金調達	民間	公共	公募対象公園施設：民間 特定公園施設：原則は公共 9：民間 1	民間
施設の所有権	BTO：整備後に民間から公共に移転 BOT：運営後に民間から公共に移転 BTO：運営まで民間が所有し事業終了後に解体・撤去	公共	公募対象公園施設：民間が運営し運営後原則除却 特定公園施設：民間が整備後に公共へ譲渡	民間
事業内容面	○事業期間は最大 30 年間であり、事業者による意欲的な提案が期待される。 ○長期に亘り継続的かつ安定的なサービス提供が期待される。	○運営者も一体に選定することで（DBO）事業者の創意工夫も活かした整備・運営が可能。	○建蔽率の特例を受けられるほか、事業期間は最大 20 年間であり、事業者による意欲的な投資の可能性がある。 △事業者の投資や収益還元を求める場合には、相当程度の事業性が必要。	△原則 10 年間に限定される。 ○民間事業者の創意工夫の発揮が期待される。 ×ただし、事業者の負担により実施することができる範囲が限定的な場合にはノウハウの発揮効果も限定的となる。
コスト面	○設計・施工・運営を一体で行うため、一定程度の事業費の抑制が期待される。 ○費用を事業期間にわたり割賦払いすることが可能であり、財政平準化が図られる。 ×民間による資金調達を行う場合、公共による資金調達金利よりも金利コストがかさむ。	○設計・施工を一体で行うため、一定程度の事業費抑制が期待される。 ○PFI とは異なり、公共が資金調達を行うため、金利コストが低く抑えられる。	○「官民連携型賑わい拠点創出事業」を活用することにより優先的に社会資本整備交付金が割り当てられる。 ×ただし、上記補助金は 1 割以上の収益還元が条件であるため民間事業としての収益性が必要。	○整備に係る市の費用負担はない。
手続面	△債務負担行為、事業契約、（維持管理業務において指定管理者制度を導入する場合）指定管理者の指定に係る議決が必要となる。 ×PFI 法に則った公募手続として実施方針の公表や特定事業の選定等が必要となるため、公募に時間がかかる。	△事業規模によっては議決が必要となる。 ○PFI 法に則った手法ではないため、法に基づく公募手続は不要。	○事業者の公募手続や選定に議決は不要。	○事業者の公募手続や選定に議決は不要。

○：メリット、×：デメリット、△：必ずしもデメリットにはならないが状況や判断により手法を選択するにあたって障がいとなり得る事項

2 維持管理・運営手法

表 15 維持管理・運営手法

項目	指定管理者制度	管理許可
概要	議会の議決を得て、公共施設の運営維持管理に係る包括的な管理に関する権限を民間事業者に委譲することで、公共施設の運営維持管理を民間事業者が行う制度	公園管理者以外に対し都市公園内における公園施設の管理を許可できる制度
根拠法	地方自治法	都市公園法第 5 条
契約期間	原則 3 ～ 5 年	上限 10 年（更新可）
事業内容面	○指定管理範囲においては、行為許可の範囲内で収益事業を実施することが可能であり、事業者の創意工夫の発揮余地がある。 △要求水準に従う必要があるため、民間の自由度は一定程度制限される。 △指定期間は原則 3 ～ 5 年となるため他手法と比べて長期的な安定性は低い（業務委託と比較すれば長い）	○民間事業者の費用・責任において、自由に維持管理・運営を行うことができ、自由度が高い。 ×行為許可・占用許可が必要な行為を行う場合は都度市に対して許可申請が必要であり、自由度は低い。 ○原則 10 年間の事業期間であり、長期的に管理許可対象施設の管理運営を任せることができる。
財政面	×指定管理料を支払う必要があるため、一定の費用負担が発生する。 ○自主事業として収益事業を実施することで一定の費用負担の低減を図ることが可能。	○行政の費用負担は不要。 ×ただし民間事業としての事業性を確保する必要性が生じる。
手続面	△指定管理者の指定に係る議決が必要。	○議決は不要。

○：メリット、×：デメリット、△：必ずしもデメリットにはならないが状況や判断により手法を選択するにあたって障がいとなり得る事項